

令和5年度第1回土庄町入札契約監視委員会の結果について

1 開催日時 令和5年7月25日（火）午後2時から

2 開催場所 土庄町役場 3階 防災対策室

3 出席者 委員3名

(1) 委員（五十音順）

委員 白川 尊大 （公認会計士）

委員 徳田 陽一 （弁護士）

委員長 渡邊 誠 （香川大学大学院 特命教授）

(2) 土庄町

副町長、会計課長、住民環境課長、建設課長、農林水産課長、生涯学習課長

建設課長補佐、会計課副主幹

4 会議の概要

(1) 委員長の決定

委員長は互選により、渡邊委員に決定した。

(2) 指名停止業者の報告

令和5年度中に指名停止期間が終了する者、新たに指名停止措置を行った者について報告を受けた。

（令和5年7月20日時点）

(3) 令和4年度中の入札契約について報告

令和4年度中に開札を行った工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
工事	20件	33件	3件
建設コンサルタント業務	0件	25件	2件

(4) 審議（抽出事案）

令和4年度中に開札を行った工事及び建設業務のうち、委員会があらかじめ抽出した事案について審議を行った。

抽出事案の明細

<p>1・予定価格（最低制限価格）と同額または僅差であるもの 落札率が高いもの</p>	<p>11件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）（第1工区） ・赤崎(C)地区急傾斜地崩壊対策工事 ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）（第2工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第3工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第4工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第5工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第6工区） ・沖ノ島地区揚水機改修工事 ・廻池地区急傾斜崩壊対策工事 ・令和4年度土庄町営住宅等長寿命化計画改定業務委託 ・土庄町御影浄苑基幹的設備改良工事に伴う発注支援業務委託 	
<p>2・応札者が1者であるもの</p>	<p>10件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・赤崎(C)地区急傾斜地崩壊対策工事 ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第3工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第4工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第5工区） ・（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（ブロック製作工）（第6工区） ・各地区舗装修繕工事 ・大木戸鹿島線舗装修繕工事 ・馬越滝宮線舗装修繕工事 ・鞍掛線舗装修繕工事 ・沖ノ島地区揚水機改修工事 	
<p>3・不調または中止となったもの</p>	<p>4件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新開川整備工事（3工区） ・令和4年度 大木戸住宅駐車場整備工事 ・総合会館空調中央監視装置更新工事 ・総合会館空調中央監視装置更新工事監理業務委託 	

抽出事案についての質疑応答の状況（要旨）

質問・意見	回答
<p>1・予定価格（最低制限価格）と同額または僅差であるもの 落札率が高いもの</p>	<p>11件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格と落札金額が同額または僅差であった理由をどのように考えているか ・予定価格と同額または僅差であった理由をどのように考えているか。 ・落札率が高止まりしている。予定価格の事前公表が影響を与えている可能性がある。事前公表の取りやめについて検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格は中央公契連モデルにより算出された額に町独自のランダム計数を乗じて決定している。ランダム計数は入札締め切り後に決定するため、入札時には最低制限価格は確定していない仕組みであるので、入札参加業者が積算した結果によるものだと考えている。 ・明確な理由は分からないが、外注の必要性など工事内容によって上昇する場合もあると考えている。
<p>2・応札者が1者であるもの</p>	<p>10件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者であった理由をどのように考えているか。 ・小豆郡内で特殊な重機を保有している業者が限られているのであれば、入札参加資格を香川県内に広げる等の工夫を考えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工種によっては、特殊な重機が必要な工事がある。そのような重機を保有している業者が郡内では限られており、結果として1者となったと考えている。特殊な重機が不要である工事では1者応札となった案件については、明確な理由は分からないが、技術者等が不足したためではないかと考えている。
<p>3・不調または中止となったもの</p>	<p>4件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・入札不調の理由をどのように分析しているか。また、入札不調の後、どのようにしたのか。再入札をした場合は、落札者に法則性はあったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札不調の理由としては、設計金額と物価高騰の影響などにより実勢価格に差があり、指名業者が全て辞退したため不調となった。入札不調後は、実勢価格を再度調査し、新たに設計書を作製して入札を行った。落札者の法則性については、1回目の入札で応札者がいなかったため、確認ができなかった。

(5) 上記以外の委員の意見等

- ・委員会の監視対象は町が執行するすべての入札契約案件になることから、物品調達、役務の提供についても審議対象とすべきである。
- ・捜査機関との連携を深め、裁量を働かせることなく機械的に捜査機関に通報する仕組みとされたい。
- ・再発防止対策検討委員会の答申のとおり、委員会から町当局に勧告ができるようにすべきである。
- ・落札率が高止まりしている。再発防止対策検討委員会の答申のとおり予定価格の事前公表を取りやめるよう検討すべきである。

(6) その他

次回の会議の予定 令和5年11月頃